○文化庁告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月二十四日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
日野江城跡	昭和五十七年文部省告示第百十二号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十七号	南島原市（長崎県）
美濃金山城跡	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	可児市（岐阜県）
纒向遺跡	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	桜井市（奈良県）
讃岐遍路道	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	高松市（香川県） 坂出市（香川県）
根香寺道		
津田古墳群	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	さぬき市（香川県）
大野窟古墳	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	氷川町（熊本県）
富貴寺境内	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	豊後高田市（大分県）
大隅正八幡宮境内及び社家跡	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	霧島市（鹿児島県）
佐敷城跡	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	南城市（沖縄県）

○文化庁告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月二十四日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
恵美須ヶ鼻造船所跡	平成二十五年文部科学省告示第百四十二号	萩市（山口県）

○文化庁告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月二十四日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園	平成二十五年文部科学省告示第百四十三号	平戸市（長崎県）

○国土交通省告示第三百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年一月十八日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県八千代市大和田新田字八王寺台、字坪井向、字石亀台及び字庚申山並びに吉橋字八王子向及び字宮ノ前の全部の区域並びに大和田新田字仲木戸前及び字八幡後並びに吉橋字宮ノ下、字前畑、字東向、字新山、字石神、字西芝山及び字西内野の各一部

四　土地区画整理事業の名称　八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県八千代市緑が丘一―千百二十一三

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十四年一月十八日

七　事業施行期間の変更　平成十四年一月十八日から平成三十四年三月三十一日まで

八　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十六年三月二十四日

○国土交通省告示第三百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（長野県佐久市湯原字和田地内から同市伴野字堰下地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　長野県佐久市湯原字和田及び字中滝、白田字向平、字台ケ坂、字前大久保、字庚申、字寺久保、字荒谷、字塔ノ鼻及び字滝ノ沢、大沢字三枚平、字前ノ久保、字金山久保、字下中沢、字三百田、字兜山及び字地家、前山字鷺林、字洞源、字尾垂、字倉沢、字村上、字高尾及び字麟渓、小宮山字伴野城根、字十二、字小山ノ神、字布替戸、字清来寺及び字後澤並びに伴野字澤畑、字平、字狐平、字西東山、字前日影、字南裏、字北裏及び字堰下地内

2　使用の部分　長野県佐久市白田字台ケ坂、字前大久保及び字庚申、大沢字下中沢、字三百田及び字兜山、前山字鷺林、字洞源、字尾垂及び字村上、小宮山字伴野城根及び字十二並びに伴野字前日影、字南裏、字北裏及び字堰下地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里地内の八千穂インターチェンジ（仮称）から佐久市桜井字大北谷地内の佐久南インターチェンジまでの延長14.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中部横断自動車道新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道中部横断自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。